

# 「茨城県水上安全条例」の一部改正

令和元年7月1日施行

## 条例の目的

「茨城県水上安全条例」は、水上における危険を防止するとともに、水上交通の安全と円滑を図ることを目的として、昭和48年に制定された条例です。(平成4年に一部改正)

## 改正の趣旨

近年、県内の河川、湖沼等において、水上オートバイでゴムボート等をえい航する者が暴走航行を行ったり、酒気を帯びた状態で船舶を操縦するなどの危険な航行が散見され、死亡事故も発生しています。

今年実施される茨城国体では、霞ヶ浦や常陸利根川においてセーリング、ボート及びトライアスロン競技が行われることもあり、これら危険な航行に対する規制強化が求められているところですが、現行の茨城県水上安全条例は、これら危険な航行に対する規制が十分でなく、また、罰則も関係法令等とのバランスを欠いた比較的軽いものでした。

このため、危険な航行に対する規制及び罰則を強化し、条例の実効性を高めることにより、条例の目的である水上の危険の防止と水上交通の安全と円滑を図ったものです。

## 改正点

### 1 小型船舶の操縦者の遵守事項（第4条の2）

※新規規定

水上オートバイなどの小型船舶で人を乗せたゴムボート等をえい航し、事故を起こすケースが増加していることから、次の遵守事項を定めました。

- (1) 適切な見張りをすることができる者を同乗させることその他当該ゴムボート等に係る者の状況を常に把握するため必要な措置を講ずること。
- (2) 当該ゴムボート等に係る者に公安委員会規則で定める救命胴衣を着用させること。
- (3) 当該ゴムボート等に係る者が水域に転落し、又はゴムボート等が他の船舶等その他の物件と衝突するとのないよう安全な速力で航行すること。

### 2 警察官の指示等（第6条）

※規定変更

条例で定めた遵守事項に違反する行為に対し、警察官が指示できる権限を設けていましたが、違反を明らかにするために必要な質問権限の規定がなかったため、質問権限を規定しました。

### 3 酒気帯び操縦の禁止（第7条）

※規定変更

酒酔い操縦を禁止する規定を変更し、道路交通法同様に、酒気帯び操縦も禁止しました。

なお、酒気帯び操縦で罰則が適用される体内アルコール濃度の基準値は

- ・血液1ミリリットルにき、0.3ミリグラム
- ・呼気1リットルにつき、0.15ミリグラム

です。

### 4 危険防止の措置（第7条の2）

※新規規定

酒気帯び操縦による危険を防止するために、呼気検査を実施できるようにし、アルコールが検出された者の操縦を規制する規定を設けました。

### 5 罰則（第14条）

※規定変更

他の都道府県条例や関係法令と同等程度に罰則を引上げました。

#### 改正前

1項	航行制限等の標識を移転又は損壊した者	懲役 3月以下 罰金 10万円以下
	事故発生時の措置(操縦者)	
2項	酒酔い操縦等の禁止(薬物影響同様)	罰金 5万円以下
	航行制限又は禁止に違反した者	
	事故発生時の措置(操縦者以外)	
3項	警察官の指示違反	
	危険行為の禁止	
	もり等の使用禁止	
	廃船等の放置等の禁止	
	事故発生時の報告義務	



#### 改正後

1項	酒酔い操縦等の禁止(薬物影響同様) 事故発生時の措置(操縦者)	懲役 3月以下 罰金 50万円以下
2項	酒気帯び操縦の禁止【新規】 危険行為の禁止	懲役 3月以下 罰金 30万円以下
	航行制限等の標識を移転又は損壊した者	
	事故発生時の措置(操縦者以外)	
3項	警察官の指示違反 呼気検査拒否【新規】	罰金 20万円以下
	廃船等の放置等の禁止	
	航行制限又は禁止に違反した者	
	事故発生時の報告義務	
4項	もり等の使用禁止	罰金 10万円以下



以上5点が主な改正点です。ご理解とご協力をよろしくお願いします。